

京 都 府

第 1 号議案 特定水産資源(くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚))に関する令和 8 管理年度における知事管理漁獲可能量について
(諮問)

【理 由】

京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議をお願いします。

【添付資料】

資料 1 - 1 諮問文 (写)

資料 1 - 2 令和 8 年 5 月 2 9 日付、8 水管第 6 9 1 号
農林水産大臣通知

資料 1 - 3 令和 8 管理年度の太平洋くろまぐろの追加配分案
について

漁調委

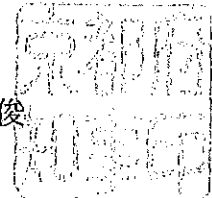


資料 1 — 1

8 水 第 386 号
令和 8 年 7 月 3 日

京都海区漁業調整委員会
会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊



特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））
に関する令和 8 管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定による、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和 8 管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について、同条第 5 項の規定により、下記のとおり諮問します。

記

特定水産資源	知事管理区分	大小交換・追加配分後
くろまぐろ （小型魚） 58.1 t	京都府定置漁業	56.1 t
	京都府漁船漁業等（日本海）	1.0 t
	京都府漁船漁業等（その他海域）	0.0 t
	留保	1.0 t
くろまぐろ （大型魚） 56.3 t	京都府定置漁業	47.1 t
	京都府漁船漁業等（日本海）	3.5 t
	京都府漁船漁業等（その他海域）	4.5 t
	留保	1.2 t

担当	京都府農林水産部 水産課漁政企画係 森川技師
TEL	075-414-4996

資料 1－2

8 水管第 691 号
令和 8 年 5 月 29 日

京都府知事 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

くろまぐろに関する令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更に
係る意見照会

くろまぐろに関する令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知につ
いて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 6 項の規定に基づき、下記の表のと
おり都道府県別漁獲可能量を変更したので、同項において準用する同条第 4 項の規定に基
づき、通知いたします。

記

（表）くろまぐろに関する令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量 (京都府分)	
	(変更前)	(変更後)
くろまぐろ（小型魚） ※追加配分	48.9 トン	58.2 トン
くろまぐろ（大型魚） ※追加配分	46.2 トン	56.2 トン

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量 (京都府分)	
	(変更前)	(変更後)
くろまぐろ（小型魚） ※不等量交換	58.2 トン	58.1 トン
くろまぐろ（大型魚） ※不等量交換	56.2 トン	56.3 トン

令和 8 管理年度の太平洋くろまぐろの追加配分案について

1 令和 8 管理年度のくろまぐろの追加配分等による京都府の漁獲可能量について

(単位：t)

管理区分	小型魚				大型魚			
	R8 当初	不等量 交換	追加 配分	合計	R8 当初	不等量 交換	追加 配分	合計
京都府定置漁業	46.8	—	+9.3	58.1	38.2	—	+10.0	56.3
京都府漁船漁業等（日本海）	1.0	—			3.5	—		
京都府漁船漁業等（その他海域）	0.1	-0.1			3.5	+0.1		
留保	1.0	—			1.0	—		

- ・要望調査の結果をふまえ、京都府漁船漁業（その他海域）の小型魚の漁獲可能量 0.1 トンを大型魚の漁獲可能量へ交換する。
- ・令和 8 管理年度の国からの追加配分は、小型魚は 9.3t、大型魚は 10.0t

2 令和 8 管理年度の大型魚の追加配分の考え方

- ・当初配分の考え方を踏襲し、追加配分で増加した数量は、漁獲実績により配分する
- ・漁獲実績（府内シェア）の基礎は、国と同様に令和 3～5 管理年度とする
- ・配分については、小数点以下第 2 位以下を一律切り捨てとし、端数は府留保に繰り入れるものとする

(参考 令和 8 管理年度のくろまぐろ当初配分の考え方)

- ・漁獲実績（府内シェア）の基礎は、国と同様に令和 3～5 管理年度とする

(注 1) 小型魚における配分案の考え方

- ・原則として、前述の考え方に従い配分。
- ・小型魚については、約 100 人の漁獲希望者がいるものの、令和 6 管理年度まで与えられた漁獲枠（1.0t）の消化率が 1 割未満と低いため、数値は横置きとする。

(注 2) 大型魚における配分案の考え方

- ・原則として、前述の考え方に従い配分。
- ・従来の配分の関係からこれまで実績が積めていない漁船漁業（組合員）については、定置漁業にこれまでの最大漁獲量（35.2t）よりも多くを配分したうえで、数量調整。

管理区分	小型魚（単位：t）				
	R8 当初 ①	不等量 交換 ②	追加配分 ③	①+②+③	合計
京都府定置漁業	46.8	—	+9.3	56.1	58.1
京都府漁船漁業等 （日本海）	1.0	—	—	1.0	
京都府漁船漁業等 （その他海域）	0.1	-0.1	—	0.0	
留保	1.0	—	—	1.0	

管理区分	大型魚（単位：t）				
	R7 当初 ①	不等量 交換 ②	追加配分 ③	①+②+③	合計
京都府定置漁業	38.2	—	+8.9	47.1	56.3
京都府漁船漁業等 （日本海）	3.5	—	—	3.5	
京都府漁船漁業等 （その他海域）	3.5	+0.1	+0.9	4.5	
留保	1.0	—	+0.2	1.2	

【参考】令和3～5管理年度における知事管理区分別漁獲実績

小型魚

（単位：t）

知事管理区分	令和3	令和4	令和5
京都府定置漁業	61.4	35.8	46.7
京都府漁船漁業等（日本海）	*	*	*
京都府漁船漁業等（その他海域）	—	—	—
合計（水産庁、t）	61.4	35.8	46.8

*：漁獲はあるが、0.1t以下

—：漁獲実績なし

大型魚

（単位：t）

知事管理区分	令和3	令和4	令和5
京都府定置漁業	35.2	24.3	22.5
京都府漁船漁業等（日本海）	—	0.1	0.1
京都府漁船漁業等（その他海域）	4.0	1.4	1.9
合計（水産庁、t）	39.2	25.8	24.6

—：漁獲実績なし

京 都 府

第2号議案 特定水産資源(べにずわいがに日本海系群
(知事許可水域))の漁獲可能量について
(諮問)

【理由】

京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議
をお願いします。

【添付資料】

資料2-1 諮問文(写)

資料2-2 令和8年6月18日付、8水管第833号
農林水産大臣通知

資料 2 - 1

漁調委

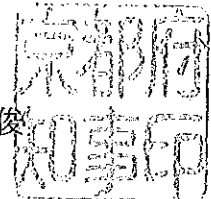


8 水 第 387 号
令和 8 年 7 月 3 日

京都海区漁業調整委員会

会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊



特定水産資源（べにずわいがに日本海系群（知事許可水域））の漁獲
可能量について（諮問）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定により、下記のとおり、
べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）に関する令和 8 管理年度における知
事管理漁獲可能量を定めることについて、漁業法第 16 条第 2 項の規定により諮
問します。

記

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
べにずわいがに日本海系群 （知事許可水域）	京都府べにずわいがに漁業	試行水準

担当	京都府農林水産部水産課 漁政企画係 森川技師
T E L	075-414-4996

資料 2 - 2

8水管第833号
令和8年6月18日

京都府知事 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）に関する令和8管理年度
における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）に関する令和8管理年度における
都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和24年法律第267号）
第15条第1項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定め
たので、同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

（表）べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）に関する令和8管理年度にお
ける都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	都道府県別漁獲可 能量（トン）	基本シェア（%）	現行水準の場合の 目安数量（トン）
べにずわいがに日 本海系群（知事許可 水域）	試行水準	-	-

京 都 府

第3号議案 小型機船底びき網漁業(手繰第三種漁業(なまこけた網漁業))の制限措置等について(諮問)

【理由】

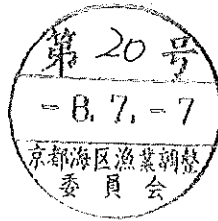
京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議をお願いします。

【添付資料】

資料3 諮問文(写)



漁調委



資料 3

8 水 事 第 3 2 1 号
令和 8 年 7 月 6 日

京都海区漁業調整委員会
会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊



小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業（なまこけた網漁業））
の制限措置等について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号。以下、「法」という。）第58条において読み替えて準用する法第42条第1項及び京都府漁業調整規則（令和2年京都府規則第54号）第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置等を下記のとおり定めることについて諮問します。

記

申請すべき期間：令和8年9月15日～令和8年10月15日

制限措置：別紙のとおり

許可の有効期間：許可日から5年間

担当	水産事務所漁政課漁業漁船係
TEL	0772-22-4438

制限措置						条件
漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	
手繰第三種漁業 (なまこけた網漁業)	22隻 (許可上限 (247) — 現行許可 (225) =22)	5トン以下	京共第1号	12月1日から 翌年5月31日まで	操業に関して 京都府漁業協 同組合の同意 を得ている者	(1) 免許漁業の妨害をしてはならない。 (2) 同時に使用する網具の数は2統以内。
			京共第2号	12月1日から 翌年5月31日まで		免許漁業の妨害をしてはならない。
			京共第3号	1月1日から 4月30日まで		免許漁業の妨害をしてはならない。
			京共第4・6号	12月15日から 翌年4月30日まで		(1) 免許漁業の妨害をしてはならない。 (2) 同時に使用する網具の数は2統以内。
			京共第5・6号	12月15日から 翌年4月30日まで		(1) 免許漁業の妨害をしてはならない。 (2) 同時に使用する網具の数は2統以内。
			京共第8号	11月15日から 翌年3月31日まで		(1) 免許漁業の妨害をしてはならない。 (2) 2統びきの場合は金ヶ崎と黒鼻を結んだ線以南の舞鶴湾に限る。
			京共第11号	12月1日から 翌年5月31日まで		免許漁業の妨害をしてはならない。
			京共第11・12号	12月1日から 翌年5月31日まで		免許漁業の妨害をしてはならない。
			京共第12号	12月1日から 翌年4月30日まで		免許漁業の妨害をしてはならない。
			京共第14号	12月1日から 翌年4月30日まで		免許漁業の妨害をしてはならない。
			京共第15号	12月1日から 翌年4月30日まで		免許漁業の妨害をしてはならない。
			京共第16号	12月1日から 翌年4月30日まで		免許漁業の妨害をしてはならない。
			京共第19号	12月1日から 翌年4月30日まで		免許漁業の妨害をしてはならない。
			京共第27号	11月20日から 翌年2月末日まで		免許漁業の妨害をしてはならない。

京 都 府

第4号議案 固定式刺網漁業(ひらめ底刺網漁業)の制限措置等
について(諮問)

【理由】

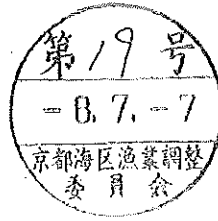
京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議
をお願いします。

【添付資料】

資料4 諮問文(写)



漁調委



資料 4

8 水 事 第 3 2 0 号
令 和 8 年 7 月 6 日

京都海区漁業調整委員会
会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊



固定式刺網漁業（ひらめ底刺網漁業）の制限措置等について
（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号。以下、「法」という。）第58条において読み替えて準用する法第42条第1項及び京都府漁業調整規則（令和2年京都府規則第54号）第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置等を下記のとおり定めることについて諮問します。

記

申請すべき期間：令和8年9月1日～令和8年9月30日

制限措置：別紙のとおり

許可の有効期間：3年間（令和8年11月1日～令和11年10月31日）

担当	水産事務所漁政課漁業漁船係
TEL	0772-22-4438

別紙

制限措置	内 容
漁業種類	固定式刺網漁業（ひらめ底刺網漁業）
許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	4件 (許可上限 (13) - 現行許可 (9) = 4)
操業区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 成生岬灯台から真方位266度5,300メートルの点 (北緯35度35分54秒、東経135度24分15秒の点) イ点 成生岬灯台から真方位316度6,000メートルの点 (北緯35度38分28秒、東経135度24分58秒の点) ウ点 成生岬灯台から真方位16度8,100メートルの点 (北緯35度40分20秒、東経135度29分12秒の点) エ点 成生岬灯台から真方位30度4,500メートルの点 (北緯35度38分14秒、東経135度29分12秒の点) [緯度・経度表記は世界測地系による]
漁業時期	11月1日～翌年3月20日
漁業を営む者の資格	京都府舞鶴市字小橋、字三浜に住所を有する者
条 件	(1) 他種漁業の妨害をしてはならない。 (2) 刺網1連ごとの両端に、夜間にあつては標識灯火を、昼間にあつては赤色標旗を水面上1.5メートル以上の高さに掲げ、標旗には許可番号、漁業種類、漁業者氏名又は名称を明記しなければならない。 (3) 刺網の連数は2連以内で、その総長は、1,000メートル以内でなければならない。 (4) 網の目合いは12センチメートル以上、網丈（高さ）は3.6メートル以内の一重底刺網以外のものを使用してはならない。

